

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第125号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年10月19日 19時50分ごろ	
発生場所	北太平洋西部 鯨ヶ埼灯台から真方位090°36海里付近 (概位 北緯39°33′ 東経142°51′)	
事故等調査の経過	平成21年12月4日、本インシデントの調査を担当する主管調査官(仙台事務所)を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第一^{さかえ}榮丸、147トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 130874、水野水産合資会社</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、四級海技士(航海)</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 漁網一部破損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか14人が乗り組み、北太平洋西部において、さんま棒受網漁の操業中、束ねた漁網を左舷側から海中に投じ、漁網を展張させるため船の姿勢を変えようとして可変ピッチプロペラを操作した際、平成21年10月19日19時50分ごろ、漁網が可変ピッチプロペラに巻き付き、主機が停止した。</p> <p>本船は、来援の引船によって岩手県釜石港にえい航され、潜水夫により可変ピッチプロペラに巻き付いた漁網が除去され、可変ピッチプロペラに損傷がないことが確認された。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、北太平洋西部において、さんま棒受網漁の投網中、束ねた漁網を左舷側から海中に投じ、漁網を展張させるために本船の姿勢を変えようとして可変ピッチプロペラを操作する際、可変ピッチプロペラ付近の確認を行わなかったことから、漁網が可変ピッチプロペラに巻き付き、可変ピッチプロペラを使用することができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が北太平洋西部において、さんま棒受網漁の投網中、本船の姿勢を変えようとして可変ピッチプロペラを操作する際、可変ピッチプロペラ付近の確認を行わなかったため、漁網が可変ピッチプロペラに巻き付いて可変ピッチプロペラが使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。	